

## 第6章 県の行動計画

### 1 県の役割

「第1章 4 プランの基本事項」に記載したように、県は市町とともにプラン推進のためリーダーシップを発揮し、広域的な見地から積極的に取り組むとともに、「基本方向ごとの取組」に掲げられている役割を主体的に果たします。

### 2 県の主な取組

#### (1) 「ごみゼロ社会実現プラン」の周知・啓発

「ごみゼロ社会」の実現には、ごみに関わるすべての主体の実践が必要であり、その実践の指針となるものが、本プランです。そのため、各主体がこのプランを十分理解し行動することが重要な鍵であり、積極的にこのプランの周知・啓発を今後とも行っていきます。

#### (2) 県庁舎等における「ごみ減量化」に向けての取組

現在三重県では、環境への負荷を継続的に改善するため、本庁と各地域庁舎(一部研究機関、小児心療センターあすなろ学園など一部の単独地域機関を含む)においてISO 14001に基づき、「庁内オフィスごみ排出量の削減」、「コピー用紙使用量の削減」、「温室効果ガス排出量の削減(地球温暖化防止)」など継続的な環境負荷の低減に取り組んでいます。

今後も「ごみゼロ社会」の実現に向けて、県の率先行動としてより一層のごみ減量化に取り組んでいきます。

#### (3) 推進のマネジメント

「第5章 2 プラン推進のマネジメント」に記載したように、プラン推進のマネジメントを行います。環境行政を所管する部門だけでなく、農業、商工業を所管する部門、教育を所管する部門、試験研究を所管する部門等においても、ごみ減量化の視点を取り入れながら施策を実施するとともに、それぞれの取組の相互評価を行うなど横の連携を確保しつつ、県行政が一体となって総合的にプランを推進していきます。

#### (4) モデル事業等の実施とその成果の普及

ごみ減量化に向けた先駆的、先進的なモデル事業を平成17年度から市町等との協働により実施してきましたので、その検証を行ったうえで、22年度の改定にあわせプランへ反映しました。

今後は、より多くの市町にこれらのモデル事業で実施した取組の普及を行っていきます。

また、県独自にごみ減量化等可能性調査などを実施してきましたので、その効果及び問題点を整理し、市町が自らごみ減量に取り組むための情報提供を行っていきます。

**【モデル事業等のテーマ】**

- ・ 生ごみの再資源化システムの構築
- ・ 家庭系ごみの有料化の推進
- ・ 埋立ごみ(ガラス・陶磁器くず)の分別収集システムの構築
- ・ 住民参画によるごみ処理基本計画づくり
- ・ レジ袋の削減(有料化の導入) など

**(5) 市町・事業者等への支援等**

一般廃棄物の処理は、市町の自治事務であることを認識しつつ、ごみゼロ社会に向けての取組を行う市町、事業者等に対して、情報提供のみならず、コーディネート、仕組みの提案などを行っていきます。

**(6) 広域的な取組の推進**

市町の枠組みを越えた取組や技術的支援、また、近隣府県と連携した取組を推進します。

**(7) 政策提言・要望**

プランを着実に推進するために必要な法制度の改正等、国や関係者に対する政策提言・要望を積極的に行っていきます。

**3 ごみ処理施設の整備の方向**

20年後(平成37年)においても、再使用や再生利用ができなく、やむを得ず焼却処理をする必要がありますが、その場合従来のような単純な焼却ではなく、可能な限り熱回収が行われ、エネルギーとして有効利用されることが重要です。

こうした処理施設については、技術面や費用面、市町・地域ごとの実情、整備時期等を総合的に勘案する必要があります。その具体的な内容については、市町の一般廃棄物処理計画において具体的に位置づけられます。一般廃棄物の処理については市町の自治事務であるという原則を踏まえ、必要に応じて市町に対して広域的な立場からの技術的支援や調整、国等への制度要望等を行うとともに、県においても、将来の人口減少化社会を見据え、広域的な処理のあり方について検討していきます。